

日 時	平成31年2月5日 (火) 13:30 ~ 15:00		
場 所	長崎県庁 3階 319 会議室		
出席者	池内愛会長、小林透委員、小松文字子委員、清水千恵子委員、武藤智浩委員 <委員名を非公表とする場合の理由>		
事務局	県民センター		
公開状況	傍聴	不可	結果公表 可 (一部公表を含む)
議 題	<p>(1) 諮問 (不) 第18号事案の報告 18号事案：平成30年7月4日付30佐技専第43号で行った保有個人情報不開示決定 (公文書不存在) に対する審査請求 実施機関：長崎県知事 (産業労働部雇用労働政策課)</p> <p>(2) 諮問 (不) 第19号事案の審議 19号事案：平成30年7月2日付30長公法第58号で行った保有個人情報不開示決定 (公文書不存在) に対する審査請求 実施機関：長崎県公立大学法人</p> <p>(3) 諮問 (不) 第20号事案の審議 20号事案：平成30年2月1日付29人第197号で行った保有個人情報不利用停止決定に対する審査請求 実施機関：長崎県知事 (総務部人事課)</p>		
議事概要	<p>(1) 諮問 (不) 第18号事案の報告 実施機関からの諮問の取下げにより事案が終結した旨、事務局から報告した。</p> <p>(2) 諮問 (不) 第19号事案の審議 答申案について事務局から説明・質疑 答申案の審議を行い、原案の一部を修正し、会長が確認後、答申することとなった。</p> <p>【答申概要】 長崎県公立大学法人理事長が平成30年7月2日付けで審査請求人に対して行った保有個人情報不開示決定 (公文書不存在) は妥当である。</p> <p>(3) 諮問 (不) 第20号事案の審議 事案の概要について事務局から説明・質疑 論点整理・質疑 審査請求人からの口頭意見陳述申立てについて協議 及び を踏まえ審議 審査請求人の口頭意見陳述は行わないこととし、次回、実施機関の説明を求めることとなった。</p>		